



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月23日金曜日 第370号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験.....(総務管理課)...1025

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件).....(農地整備課)...1025

肥料登録有効期間の更新.....(農産園芸課)...1026

公共測量の終了の通知.....(道路維持課)...1026

基本測量の作業期間等の計画変更の通知.....(")...1026

建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課)...1026

道路の区域変更(県道大島環状線).....(東予地方局今治土木事務所)...1026

道路の区域変更(県道玉川菊間線).....(")...1027

道路の供用開始(").....(")...1027

介護員養成研修事業者の指定.....(中予地方局地域福祉課)...1027

指定障害福祉サービス事業者の指定.....(南予地方局地域福祉課)...1027

指定障害福祉サービス事業の廃止.....(")...1028

指定障害児通所支援事業者の指定.....(")...1028

道路の区域変更(県道猿鳴平城線).....(南予地方局愛南土木事務所)...1028

道路の供用開始(").....(")...1028

道路の区域変更(県道山鳥坂名荷谷線).....(南予地方局大洲土木事務所)...1029

正 誤

令和4年11月22日付け第361号目次中.....(選挙管理委員会)...1029

告 示

○愛媛県告示第1306号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和5年1月23日(月)0時から 令和5年1月25日(水)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和5年1月28日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1307号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町奈良地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・嘉市ヶ奥地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年12月26日から令和5年1月27日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第1308号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町奈良地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・アチ谷地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年12月26日から令和5年1月27日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第1309号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和11年1月10日	愛媛県第1292号	魚かす粉末	魚かす粉末8-7号	窒素全量8.0 りん酸全量7.0	該当なし	有限会社 上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
令和8年1月14日	愛媛県第1273号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料1号	窒素全量5.0 りん酸全量5.0 加里全量1.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社 上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第1310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年7月1日から11月24日まで
- 3 作業地域 砥部町全域

○愛媛県告示第1311号

令和4年11月15日愛媛県告示第1127号をもって公示した基本測量の作業期間等を計画変更する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市、西条市、四国中央市

○愛媛県告示第1312号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設の種類	取消の原因となった事実
（般-3）第13573号	令和3年11月15日	大西電設	越智 行信	今治市大西町星浦甲58-32	令和4年11月7日	消防施設工事業	建設業の廃止（一部）
（般-30）第15406号	平成30年9月19日	スカイテクノエンジ(株)	川又 潤一	新居浜市黒島1-6-57	令和4年11月8日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般-3）第13507号	令和3年8月28日	(有)マツシン	松浦 範子	越智郡上島町岩城3803	令和4年11月16日	土木工事業	建設業の廃止
（特-3）第7021号	令和3年9月23日	藤原建設(株)	藤原 政富	今治市朝倉下甲517	令和4年11月18日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
（般-3）第6394号	令和3年9月18日	(株)向井工務店	向井ます子	越智郡上島町岩城1351	令和4年11月24日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄324番9から 同町本庄324番4地先まで	旧	メートル 7.0～11.7	キロメートル 0.036	
		今治市吉海町本庄324番9から 同町本庄264番まで	新	11.0～11.7	0.036	

○愛媛県告示第1314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番1地先から 同町葛谷字アソトキ甲357番2地先まで	旧	メートル 8.2～21.6	キロメートル 0.102	
		今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番8から 同町葛谷字アソトキ甲357番5まで	新	14.0～36.6	0.102	

○愛媛県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番8から 同町葛谷字アソトキ甲357番5まで	令和4年12月23日

○愛媛県告示第1316号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和4年12月23日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
特定非営利活動法人アクトイボランティア二十一	愛媛県松山市天山二丁目3番27号	生活援助従事者研修課程	令和4年 12月15日

○愛媛県告示第1317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年12月23日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700413	株式会社夢・たまご	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	新井一成	短期入所	夢たまごホームライフ	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	令和4年 9月1日
3810300768	きくそのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿部進	自立訓練（生活訓練）	A i l eワークス宇和島	愛媛県宇和島市丸之内三丁目5番6号	令和4年 10月1日
3810300776	株式会社NOAH	愛媛県宇和島市津島町近家甲984番地	藤本真登香	居宅介護	ケアサポートセンターあいび～	愛媛県宇和島市津島町近家甲984番地	令和4年 10月1日
3810300776	株式会社NOAH	愛媛県宇和島市津島町近家甲984番地	藤本真登香	重度訪問介護	ケアサポートセンターあいび～	愛媛県宇和島市津島町近家甲984番地	令和4年 10月1日

3820700395	Rei合同会社	愛媛県大洲市徳森511番地6	橋本玲華	共同生活援助	グループホームなないろ	愛媛県大洲市東大洲104-1	令和4年11月1日
3810300784	株式会社美月	愛媛県宇和島市三間町黒井地1594番地37	中矢波月	居宅介護	ケアサービスみかん	愛媛県宇和島市和霊町1864番地2 グリーンハイツ 103号室	令和4年11月15日
3810300784	株式会社美月	愛媛県宇和島市三間町黒井地1594番地37	中矢波月	重度訪問介護	ケアサービスみかん	愛媛県宇和島市和霊町1864番地2 グリーンハイツ 103号室	令和4年11月15日

○愛媛県告示第1318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年12月23日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300743	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿部進	就労移行支援	Aileワークス宇和島	愛媛県宇和島市和霊元町一丁目6番20号	令和4年9月30日

○愛媛県告示第1319号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和4年12月23日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850400056	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上村容志枝	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所 DOLPHINE教室	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目855番地	令和4年8月8日
3850400056	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上村容志枝	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス事業所 DOLPHINE教室	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目855番地	令和4年8月8日
3850300140	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿部進	放課後等デイサービス	Aile学舎丸之内教室	愛媛県宇和島市丸之内三丁目5番6号	令和4年10月1日
3850300124	株式会社アクティブモア	愛媛県宇和島市新町一丁目1番14号	久徳壮一郎	児童発達支援	愛ほっと療育ステーション	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番33号	令和4年9月1日

○愛媛県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘平城4152番4	旧	メートル 10.0~10.7	キロメートル 0.17	
		南宇和郡愛南町御荘平城4152番4	新	10.0~18.5	0.17	

○愛媛県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘平城4152番4から 同町御荘平城4152番4まで	令和4年12月23日

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	山鳥坂名荷谷線	大洲市肱川町名荷谷134番2から 同町名荷谷130番4まで	旧	メートル 3.9~22.2	キロメートル 0.146	
			新	4.6~48.9	0.146	

正 誤

○正 誤

令和4年11月22日付け第361号目次中

ページ	箇所	誤	正
973	目次欄上から15行目	直接請求の要求となるべき選挙権を有する者の数	直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数